

プロポーザル審査要領

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県が実施する「いわての復興教育絵本作成・発送業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、いわての復興教育絵本作成・発送業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書及び参加者による審査会でのヒアリングに基づいて行う。
- (2) 参加者が5者を超える場合には、企画提案において、企画提案書のみによる審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により（1）の審査を行う。
- (3) 参加者が5者以下であった場合は、一次審査は行わないものとする。
- (4) 審査会の委員は、企画提案書等及びヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) （4）の評点の合計に基づき、委員毎に上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をそれぞれ加え、合計した総得点により順位を付し、岩手県に報告する。
なお、総得点と同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (6) 参加者が1者のみであった場合でも、審査会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を岩手県に報告するものとする。

3 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は別紙のとおり。

4 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に郵送により書面で通知する。

【別紙】

選定基準・審査内容

(単位：点)

審査項目	審査内容	配点
業務実績	業務への適応性、業務実績、業務の信頼性等	10
業務実施体制	業務体制の整備、業務遂行能力等	10
業務・内容の作業工程	絵本作成の作業工程等	20
業務・内容の内容構成	絵本の内容構成、執筆者の構想等	20
トラブルへの対応	迅速かつ的確な対応、適切な処理等	10
絵本と副読本の系統性	副読本とのつながり、絵本の候補となる話題等	20
見積額	積算単価、数量の妥当性等	10
合 計		100